



# やおっち商い通信

令和5年2月号  
八百津町商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

## 決算確定申告

- ◎ 令和4年分の決算・確定申告は、令和5年3月15日(水)までです。
- ◎ 令和4年分の消費税の申告は、令和5年3月31日(金)までです。



### 【決算・申告相談 日程表】

○担当税理士：大矢啓資先生

期 日	時 間
令和5年 2月10日(金)	午前9時～午後4時
2月15日(水)	午後1時～午後4時
2月22日(水)	午後1時～午後4時
3月 6日(月)	午後1時～午後4時
3月14日(火)	午前9時～12時

※本相談事業は、県の補助を受けています。

### ○ 確定申告に必要な証明書等について

- 1)税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき ※昨年電子申告を行った方  
このお知らせはがきにより、所得税予定納税の有無、消費税の中間納税の有無などを確認します。
- 2)各種証明書  
生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(地震保険・長期損害保険)、社会保険料控除証明書等(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料など)
- 3)小規模企業共済等掛金控除証明書など
- 4)住宅借入金等特別控除に関する書類
- 5)寄付金控除証明書
- 6)医療費控除を受けられる方は、医療費の領収書等  
※医療費は、病院に掛かった人及び医療費の支払先別に集計して来てください。
- 7)公的年金年金源泉徴収票
- 8)配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる方は、年間収入のわかるもの
- 9)人的控除を受けられる方及び申告者のマイナンバーのわかるもの

### ◎ 決算・申告相談に係るお願い！

本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、決算・申告の相談に限り、事前予約制とさせていただきます。

窓口での密を避ける措置として、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。税理士による相談日以外でも結構です。

**事前にお電話でのご予約をお願いいたします。**

## インボイス制度

# インボイスを登録され、 免税事業者から課税事業者になる小規模事業者の皆さんへ

### 1. 納税額が売上額の2割に軽減！

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、

売上税額の2割を納税額とすることができます。

※事前届出不要

#### ❖対象になる方

免税事業者からインボイス発行事業者になった方

※2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方

#### ❖対象となる期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象



### 2. インボイスの登録で持続化補助金が50万円上乘せ！

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます。

#### ❖対象になる方

小規模事業者

#### ❖補助上限

50万～200万円（補助率2／3以内）※一部類型は3／4以内

→ 100～250万円（インボイス発行事業者の登録で50万円プラス）

#### ❖補助対象経費

税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費 等

## 岐阜県制度融資

売上高等の減少により旧債務の借換資金や事業再構築等のための事業資金を必要とする**中小事業者の皆さまへ**

# 伴走支援型借換資金

金融機関が継続的な伴走支援を行う県制度融資のご案内

### ●対象要件

経営行動計画書（中小企業者と金融機関の対話により作成する経営改善に係る計画）を作成し、次のうちいずれかの要件を満たしている方  
（国の全国統一制度に準拠）

- ①市町村長からセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた方
- ②売上高又は利益率が基準となる期と比較して5%以上減少している方

### ●融資条件

融資限度額	運転・設備資金 1億円
償還期間	運転・設備資金 10年以内（据置期間5年以内）
融資利率	年1.4%（固定）
信用保証料	<p>【セーフティネット保証を利用する場合】 事業者負担なし</p> <p>【一般保証を利用する場合】 事業者負担 0.0～0.95%</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">県が予算の範囲内において0.2%を補給します</p> <p>※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>
保証人	原則、法人代表者以外は不要。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者不要。



### ●融資実行期限

令和6年3月31日(日)まで

### ●問い合わせ先

○本融資のお申込み・ご相談は

県内各取扱金融機関

○信用保証をはじめとした金融相談は

岐阜県信用保証協会 総合相談窓口

TEL 0120-015-047

○制度についてのお問い合わせは

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係

TEL 058-272-8389



\*その他既存の県融資制度もございます。県商業・金融課サイトもご覧ください。→

岐阜県融資制度

検索

岐阜県



R5.1.6版

※ 詳しくは、同封のリーフレットを参照ください。

📌 記帳支援

◎ 令和5年度「新規記帳継続指導の申込み」について

令和5年度の「記帳継続指導」の申込みの受付をします。  
 商工会では、会計ソフトを活用した記帳継続指導を行っています。  
 もちろん、決算書の作成から確定申告(電子申告)まで一貫したお手伝いをさせていただきます。  
 ぜひ、ご活用ください。

【記帳継続指導のメニュー】

○会計ソフトによる代行サービス

事業者様からご提出いただいた現金出納簿、仕訳伝票をお預かりし、商工会で会計ソフトに入力するサービス。

(料金) 伝票枚数 (月枚数) ※税込み

・100枚未満	2,500円
・100枚以上150枚	3,000円
・150枚以上	3,500円



○自主記帳サービス

商工会指定の会計ソフトを活用し、事業者自らがデータ入力を行うサービス。  
 会計ソフトの提供・設定、入力方法の指導、入力内容の確認作業、会計ソフトの更新を含みます。

(料金) 年間20,000円

◎ご希望の方は、お気軽にお問合せください。

※現在既にお申込みの方は、再度のお申込みの必要はありません。

📌 融 資

◎ マル経融資 (日本政策金融公庫) をご利用ください！

小規模事業者の資金繰りを支援します。

**無担保** **無保証** **低利** で融資が受けられます。

商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが要件です。

金利が改訂されました！ (令和5年1月より) 改定前1.13% →改定後1.3%



八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>